合意書

岩手県立千厩病院（以下、甲という）と保険薬局名称：　　　　　　　　　　　　　　　（以下、乙という）は、乙の保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

【　記　】

1. 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。（詳細については岩手県立千厩病院「院外処方せんにおける疑義紹介プロトコール」参照）

* 1. 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）
  2. 内用薬・貼付剤の剤形の変更（変更不可の処方を除く）
  3. 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更（変更不可の処方を除く）
  4. 取決め範囲内での日数短縮・日数適正化
  5. 薬事承認されている用法
  6. 外用剤の取決め範囲内で用法追加
  7. 一包化、半錠、粉砕あるいは混合
  8. その他、合意事項

1. 開始時期について

開始時期：平成　　　年　　　月　　　日

1. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内用の変更については、必要時協議を行うこととする

平成　　　年　　　月　　　日

名称（甲）：岩手県立千厩病院

住所：岩手県一関市千厩町千厩字草井沢32-1

代表者氏名：　病院長　　宗像　秀樹　　 印

名称（乙）：

住所：

代表者氏名：　　　　　　　　　　　　　　印